

簡易型総合評価落札方式における留意事項（平成21年6月3日制定）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
(令和6年6月～)					(令和6年2月28日～)				
省略					省略				
III 評価区分及び評価項目の設定					III 評価区分及び評価項目の設定				
評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工事の場合）					評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工事の場合）				
評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型	簡易実績型	評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型	簡易実績型
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択 30	/	/	施工計画	施工上配慮すべき事項	選択 30	/	/
	工程管理に係る技術的所見	選択 30				選択 30			
	品質管理に係る技術的所見	選択 30				選択 30			
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択 10	選択 10	選択 10	企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択 10	選択 10	選択 10
	工事成績評定	必須 20	必須 20	/		工事成績評定	必須 20	必須 20	
	優良工事表彰歴	必須 10	必須 10			優良工事表彰歴	必須 10	必須 10	
	生産性向上の取組（ICTの活用）	選択 10	選択 10			ISOマネジメントシステム等の取組み	選択 5	/	
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択 10	選択 10	選択 10	配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択 10	選択 10	選択 10
	主任（監理）技術者の保有する資格	選択 5	必須 5	必須 5		主任（監理）技術者の保有する資格	選択 5	必須 5	必須 5
	継続学習（CPD）の取組み	必須 5	必須 5	必須 5		継続学習（CPD）の取組み	必須 5	必須 5	必須 5
技術力の継続的な確保	設備等施工体制	選択 10	選択 10	選択 10	技術力の継続的な確保	設備等施工体制	選択 10	選択 10	選択 10
	災害時の事業継続力	必須 5	必須 5	必須 5		災害時の事業継続力	必須 5	必須 5	必須 5
	県内下請業者の活用	必須 5	必須 5	必須 5		県内下請業者の活用	必須 5	必須 5	必須 5
	若手技術者等の育成	必須 5	必須 5	/		若手技術者等の育成	必須 5	必須 5	/
地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須 15	必須 15	必須 15	地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須 15	必須 15	必須 15
地域貢献度	災害対応等の実績	必須 15	必須 15	必須 15	地域貢献度	災害対応等の実績	必須 15	必須 15	必須 15
	公共土木施設愛護事業への参加実績	必須 5	必須 5	必須 5		公共土木施設愛護事業への参加実績	必須 5	必須 5	必須 5
	年間維持工事等の契約実績	選択 10	選択 10	選択 10		年間維持工事等の契約実績	選択 10	選択 10	選択 10
合 計		225	130	95	合 計		225	130	95
ただし、この表は原則であり、工事の内容によって変更しますので、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認ください。					ただし、この表は原則であり、工事の内容によって変更しますので、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認ください。				
IV 評価項目の評価					IV 評価項目の評価				
1 省略					1 省略				
2 個別事項					2 個別事項				

(1) 省略

(2) ①～③省略

④ 生産性向上の取組（ICTの活用）（10点）

評価内容	評価基準	配点
当該工事で実施する生産性向上の取組（ICTの活用）を評価。	施工プロセスの全てでICTを活用（ICT全面活用）。	10。
	施工プロセスの一部でICTを活用（ICT部分活用）。	5。
	その他のICTを活用。	3。
	いずれも活用しない。	0。

・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式工事で、設計金額1億円以上の施工計画型及び実績確認型の場合（いずれも、県内業者の参加が見込まれる場合に限る。）に設定し、ICT活用により生産性向上が図られる場合に評価します。

・評価基準は以下のとおりとします。

（要領等）

愛媛県が定める要領等（以下「県要領」という。）

愛媛県ICT活用工事実施要領（土木部）

愛媛県農地整備課ICT活用工事実施要領（農林水産部）

愛媛県森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領（農林水産部）

国土交通省等が定める要領等（以下「国要領」という。）

港湾事業におけるICTの全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）

ICT活用工事（地盤改良工）実施要領（国土

(1) 省略

(2) ①～③省略

④ ISOマネジメントシステム等の取組み（5点）

評価内容	評価基準	配点
県内事業所におけるISO9000シリーズ・14000シリーズ、エコアクション21の認証取得の有無。	ISO9000シリーズ及び14000シリーズを取得。	5。
	ISO9000シリーズ及びエコアクション21を取得。	4。
	ISO9000シリーズ又は14000シリーズを取得。	3。
	エコアクション21のみを取得。	2。
	いずれも取得なし。	0。

・この評価項目は、県内業者の参加が見込まれる施工計画型及び設計金額2億円以上の実績確認型の場合に設定します。

・愛媛県内にある事業所（発注工事の工種に係る建設業法上の営業所に限る。）において認証取得し、開札日において有効であるマネジメントシステム等を評価します。

・認証機関が発行する証明書等により認証取得が確認できる内容を記載してください。

交通省)

I C T活用工事 (法面工) 実施要領\_ (国土交通省)

I C T活用工事 (付帯構造物設置工) 実施要領\_ (国土交通省)

I C T活用工事 (基礎工) 実施要領\_ (国土交通省)

I C T活用工事 (構造物工 (橋脚・橋台)) 実施要領\_ (国土交通省)

I C T活用工事 (擁壁工) 実施要領\_ (国土交通省)

情報化施工技術の活用ガイドライン (農林水産省)

森林整備保全事業 I C T活用工事試行実施要領 (林野庁)

森林整備保全事業 I C T活用工事試行積算要領 (林野庁)

※上記のほか、工事を所管する発注機関に関する最新の要領を適用します。

(考え方)

「施工プロセス」：① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、③ I C T建設機械による施工、④ 3次元出来形管理等の施工管理、⑤ 3次元データの納品

「I C T全面活用」：施工プロセス①～⑤を全て実

施

「ICT部分活用」：施工プロセス①②③⑤又は①②④⑤の組合せで実施

※港湾事業は、国の要領等によります。

ア 施工プロセスの全てでICTを活用（ICT全面活用）：10点

県要領で定める「ICT全面活用」を実施する場合又は県要領に定めのない工種について、国要領で定める施工プロセス全てを実施する場合

※土工の場合、工種・種別（掘削工・床堀工・盛土工・法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち1種別以上で実施すれば評価します。ただし、土木工事施工管理基準の規定等により一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別（床堀工・法面整形工）のみを実施する場合は、ICT全面活用として評価しません。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価します。

※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれば評価します。

※国要領で活用可能な種別が複数ある場合、1種別以上で実施すれば評価します。ただし、一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別のみを実施する場合は、ICT全面活用として評価しません。

イ 施工プロセスの一部でICTを活用（ICT部分活用）：5点

県要領で定める「ICT部分活用」を実施する場合又は県要領に定めのない工種について、国要領で定める施工プロセス①②④⑤を実施する場合

※土工の場合、工種・種別（掘削工・床堀工・盛土工・法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち1種別以上で実施すれば評価します。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価します。

※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれば評価します。

※国要領で活用可能な構造物が複数ある場合は、当該工事における主たる構造物を含む1構造物以上で実施すれば評価します。

ウ その他のICTを活用：3点

県要領で定める「その他ICT活用」を実施する場合  
《評価できる事例》

(ア)10点、5点に該当しない施工プロセスで実施する場合

(イ)全ての段階確認、材料確認及び立会について、遠隔臨場で実施する場合。ただし、監督員との協議により現場で実施する場合及び省略する場合を除きます。

(ウ)ワンマン測量を実施する場合

(エ) 橋脚等の鉄筋構造物において、国土交通省の「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案）」で定める出来形管理を行う場合

(オ) 基礎工事等において、施工精度をリアルタイムで監視できるシステム等を用いて精度管理を行う場合

(カ) 「愛媛県土木部における情報共有システム試行要領」に基づきASPを活用する場合

(キ) その他、上記に類する場合

- ・ 県要領に基づき、「発注者指定型」又は「受注者希望型」の対象とする工事についても、本項目の対象とし、実施する内容に応じて評価します。
- ・ ICT活用は本項目において優先して評価し、同様の内容を施工計画型の施工計画として提案した場合、施工計画としては評価しません。
- ・ 実施することとしていた生産性向上の取組（ICTの活用）について、受注者の責により実施しなかった場合は、工事成績評定要領細則に基づき、当該工事の工事成績評定点を減点します。

以下省略

以下省略

(別紙1) 簡易型総合評価落札方式における施工計画評価に関する留意事項について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1～8 省略</p> <p><u>9. 総合評価の評価区分「企業の施工能力」の評価項目「生産性向上の取組（ICTの活用）」として評価した内容は、施工計画としては重複評価しません。</u></p> <p><u>「企業の施工能力」の「生産性向上の取組（ICTの活用）」の項目を優先して評価し、同様の内容は施工計画としては評価しません。</u></p> <p><u>10. 施工計画の作成について</u> 記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自らが作成（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において施工計画が作成されていることを意味する。）することを義務付けています。</p> <p><u>11. 施工計画に関するヒアリングの実施について</u> 入札参加者から提出された施工計画の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者に対してヒアリングを行います。</p> <p><u>12. 施工計画の作成状況の確認について</u> 施工計画を自らが作成していないことが認められる場合又は<u>11</u>のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。</p> <p><u>13. 施工計画の履行状況の確認について</u> 記載内容（監督員との協議により履行しないこととした</p>	<p>1～8 省略</p> <p>9. 施工計画の作成について 記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自らが作成（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において施工計画が作成されていることを意味する。）することを義務付けています。</p> <p><u>10. 施工計画に関するヒアリングの実施について</u> 入札参加者から提出された施工計画の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者に対してヒアリングを行います。</p> <p><u>11. 施工計画の作成状況の確認について</u> 施工計画を自らが作成していないことが認められる場合又は<u>10</u>のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。</p> <p><u>12. 施工計画の履行状況の確認について</u> 記載内容（監督員との協議により履行しないこととした</p>

項目は除く。以下同じ)は、施工後はもちろんのこと、施工中にも同等以上の施工を行っているかどうかを確認します。記載内容の履行が確認できなかった場合は、工事成績評定点を減点します。そのため、記載内容は担保されることを念頭に作成してください。

なお、工事成績評定点の減点方法は以下に記載されていますので確認してください。

以下省略

項目は除く。以下同じ)は、施工後はもちろんのこと、施工中にも同等以上の施工を行っているかどうかを確認します。記載内容の履行が確認できなかった場合は、工事成績評定点を減点します。そのため、記載内容は担保されることを念頭に作成してください。

なお、工事成績評定点の減点方法は以下に記載されていますので確認してください。

以下省略